

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会の提言等について

年度	法科大学院等特別委員会（法科特委）の提言等	関連施策等	大学全般に関する施策
H19	「司法制度改革の趣旨に則った法科大学院教育の在り方について（報告）」（H19.12.18）		
H20			○共同教育課程制度の創設に係る省令改正（H20.11.13公布、H21.3.1施行）
H21	「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（H21.4.17） 入学定員の見直し、共通的な到達目標の策定、法律基本科目の量的・質的な充実、質を重視した評価システムの構築等の改善方策を提言。	○「平成21年4月中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会報告を踏まえた各法科大学院の改善状況（まとめ）」（H22.1.22法科特委 第3ワーキング・グループ） 各法科大学院の改善状況のフォローアップを行い、H22.1.22の法科特委で報告。 ○法律基本科目の量的・質的な充実に係る省令改正（H22.3.10公布、H22.4.1施行） 法学未修1年次において、履修登録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基本科目を6単位増加することを可能とすることに伴い、法学既修者の修了要件単位数の在り方を見直し。 ○認証評価の改善に係る省令改正（H22.3.10公布、H22.4.1施行） 認証評価における評価事項（入学者選抜、教員組織、教育課程の編成、修了者の進路）、方法を改善。	
H22		○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（H22.9.16文部科学省）（★） 深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するため、H24年度予算から公的支援の在り方を見直すことを公表（「入学者選抜における競争倍率」及び「司法試験合格率」を指標として設定） ○「法科大学院における共通的な到達目標」（第二次修正案）（H22.9.16「法科大学院コア・カリキュラムの調査研究」グループ）	
H23			
H24	「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」（H24.7.19） 法科大学院教育の成果の積極的な発信、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速、法学未修者教育の充実、法科大学院教育の質の改善等の促進に係る改善方策について提言。 「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」（H24.11.30法科特委 法学未修者教育充実のための検討ワーキング・グループ） 法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みである「共通到達度確認試験（仮称）」の実施を提言。	○「公的支援の見直し」を開始（★） H24年度予算から、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進することを目的として開始（H22.9に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しについて」（文部科学省）で方針を公表） ○「法科大学院教育改善プラン」（H24.7.20文部科学省） H24.7法科特委提言を踏まえ、具体的な改善方策を策定。 ○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の更なる見直しについて」（H24.9.7文部科学省） 公的支援の見直しの改善として、H26年度予算から、新たに「入学定員の充足率」を指標として追加することを公表。	
H25	「法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について（提言）」（H25.9.18） 「法曹養成制度改革の推進について」（H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定）を受け、公的支援の見直し強化策を提言。 「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」（H25.11.22法科特委 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ） 共通到達度確認試験（仮称）の目的、内容、実施方法等の基本設計を提言。 「今後検討すべき法科大学院教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（H26.3.31） 法学未修者教育について、法律基本科目をより重点的に学べる仕組みの具体化をはじめ、より効果的な教育課程の在り方について検討することを提言。 【参考】「法曹養成制度改革の推進について」（H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定）	○「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（H25.11.11文部科学省）（☆） 「法曹養成制度改革の推進について」（H25.7.16法曹養成制度関係閣僚会議決定）において、公的支援の見直しの強化が求められたことから、H25.9法科特委提言も踏まえ、H27年度予算から、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的とする「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を実施することを公表。	
H26	「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について（提言）」（H26.10.9） 組織見直しの推進、客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施等による教育の質の向上、優れた資質を有する志願者の確保に係る施策を提言。	○共通到達度確認試験の試行開始（～H30年度） ○「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について（通知）」（26文科高第393号、H26.8.11） H26.3に法科特委においてまとめられた方向性を踏まえ、関係法令の運用を見直し、法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これまで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のためであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。また、十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。 ○認証評価の改善に係る省令改正（H27.3.31公布、H27.4.1施行） 認証評価機関が客観的指標（入学者選抜における競争倍率、入学定員充足率、入学者数、司法試験合格率）を適切に活用しつつ、教育の実態や課題の改善状況を実質的に評価し、適格認定が厳格に行われるようにするため、評価事項を改善。	
H27	【参考】「法曹養成制度改革の更なる推進について」（H27.6.30法曹養成制度改革推進会議決定）	○「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」を開始（☆） H27年度予算から、自主的な組織見直しの促進及び先導的な取組の支援を目的として開始（H25.11に「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」（文部科学省）で方針を公表）	
H28	「統一適性試験の在り方について（提言）」（H28.9.26） 統一適正試験の利用を法科大学院の任意とすべきであること、法学未修者選抜についてのガイドライン策定が必要であることなどを提言。	○「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」（H29.2.13法科特委）	
H29			○教育課程連携協議会の設置を専門職大学院に義務付けるなどの省令改正（H29.9.8公布、H31.4.1施行）
H30	「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」（H30.3.13） 法科大学院と法学部等との連携強化、法学部の法曹コースの在り方、法学未修者教育の質の改善等を提言。	○法科大学院全国統一適性試験の任意化 ○入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」とする基準の見直しに係る告示改正（H30.3.30公布、H30.4.1施行） 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削除。	○専門職大学院の専任教員に係る要件の緩和のための省令改正（H30.3.30公布、H30.4.1施行）
R1（H31）		○法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正（R元.6.26公布、R2.4.1施行等） 法科大学院における教育の充実、「3＋2」（法曹コース3年＋法科大学院2年）を幹とする制度改革、法科大学院の定員を管理、司法試験受験資格の見直し（法科大学院在学中受験資格の導入）等。 ○共通到達度確認試験の本格実施開始	
R2	「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」（R2.6.17） 形式的な評価の効率化、教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価など、認証評価機関として取り組むべき方向性を提言。 「法学未修者教育の充実について 第10期の議論のまとめ」（R3.2.3） 学修者本位の教育の実現、社会人学生等の実態に配慮した学修体制、効果的・効率的な学修に向けた法科大学院間の協働などの対応策を提言。	○「法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）」の設定（R2.6.22文部科学省）	○大学等連携推進法人の制度創設に係る省令改正（R3.2.26公布、同日施行）
R3		○「法科大学院における法学未修者教育の更なる充実に関する調査研究」を実施（受託機関：一般社団法人法曹養成ネットワーク）	
R4	「第11期の議論のまとめ ～法科大学院教育の更なる充実と魅力・特色の積極的な発信について～」（R5.2.16） 新たな一貫教育制度（「3＋2」）、法学未修者教育、複数の法科大学院の連携、地域の自治体や法曹界、産業界との連携、法科大学院等の魅力や特色の発信に係る改善の提案や好事例を整理。		○教育研究組織等の規程の整備に係る大学設置基準等の改正（R4.9.30公布、R4.10.1施行）